

省エネ基準適合性判定手数料（建築物省エネ法第12条、第13条関係）【R6.4.1～】

（手数料条例第2条第1項第101号、102号、別表第15、別表第16）

床面積(※2)の合計	工場等(※1)		工場等以外	
	モデル建物法(※3)	標準入力法等(※4)	モデル建物法	標準入力法等
1,000㎡未満のもの	27,490円	32,060円	114,640円	296,260円
1,000㎡以上2,000㎡未満のもの	39,060円	44,640円	151,170円	383,510円
2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	99,020円	105,510円	245,530円	546,860円
5,000㎡以上10,000㎡未満のもの	149,140円	156,240円	321,620円	673,690円
10,000㎡以上25,000㎡未満のもの	184,650円	193,780円	385,540円	797,470円
25,000㎡以上のもの	229,290円	239,440円	452,510円	909,080円

- ・増改築を行う場合は、増改築部分の床面積のみを対象として手数料を算定する。  
（既存部分の床面積は対象外）
- ・計画変更の適合性判定手数料は、新規申請の手数を基本とし、変更後の床面積の区分に応じ、新規申請の額の2分の1に相当する額。（100円未満は切り捨て。）
- ・軽微変更該当証明書の交付事務手数料は、計画変更の手数料に準じ、変更後の床面積の区分に応じ、新規申請の額の2分の1に相当する額。

※1 工場等…建築基準法上の主たる用途が次のもの。

- 工場 ○危険物の貯蔵又は処理に供するもの ○水産物の増殖場若しくは養殖場
- 倉庫 ○卸売市場 ○火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

※2 床面積…新築、増築又は改築する非住宅部分の床面積

※3 モデル建物法…採用する代表的な仕様のみを入力して評価する簡易評価法

※4 標準入力法等…各室面積、仕様を入力して評価する詳細評価法、その他モデル建物法以外の評価法